

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護予防・日常生活支援総合事業 生活リハビリ通所型サービス（介護予防通所介護相当サービス）の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥栖地区広域市町村圏組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下、「実施要綱」という。）に規定する第1号通所事業のうち、生活リハビリ通所型サービスの人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるもののほか、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、実施要綱において使用する用語の例による。

- (1) 生活リハビリ通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。）第5条による改正前の介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護相当のものとして実施要綱により定めるサービスをいう。
- (2) 指定事業者 実施要綱第11条の規定により本組合の管理者が生活リハビリ通所型サービス事業を行う者として指定した者をいう。
- (3) 指定生活リハビリ通所型サービス 指定事業者の当該指定に係る生活リハビリ通所型サービス事業を行う事業所において行われる生活リハビリ通所型サービスをいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合の当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (5) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。
- (6) 介護予防サービス・支援計画 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）において作成する計画をいう。

（事業の一般原則）

第3条 指定事業者は、法人格を有するものとする。

- 2 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、本組合、市町、他の事業者その他保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(基本方針)

第4条 指定生活リハビリ通所型サービスの事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(従業者の員数)

第5条 指定事業者が指定生活リハビリ通所型サービス事業を行う事業所（以下「指定事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「生活リハビリ通所型サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定生活リハビリ通所型サービスの提供日ごとに、指定生活リハビリ通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定生活リハビリ通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数
 - (2) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 指定生活リハビリ通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たる看護職員が 1 以上確保されるために必要と認められる数
 - (3) 介護職員 指定生活リハビリ通所型サービスの単位ごとに、当該指定生活リハビリ通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定生活リハビリ通所型サービスを提供している時間数（以下「提供単位時間数」という。）で除して得た数が、利用者（当該指定事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 27 年厚生省令第 4 号）附則第 2 条第 3 号及び第 4 条第 3 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生省令第 35 号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第 97 条第 1 項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定生活リハビリ通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス基準第 96 条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定生活リハビリ通所型サービス及び指定通所介護又は指定介護予防通所介護の利用者。）の数が 15 人までの場合にあっては 1 以上、利用者の数が 15 人を超える場合にあっては 15 人を超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上確保されるために必要と認められる数
 - (4) 機能訓練指導員 1 以上
- 2 当該指定事業所の利用定員（当該指定事業所において同時に指定生活リハビリ通所型

サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下同じ。) が 10 人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定生活リハビリ通所型サービスの単位ごとに、当該指定生活リハビリ通所型サービスを提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの単位ごとに、第 1 項第 3 号の介護職員（第 2 項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。以下同じ。）を常時 1 人以上当該指定生活リハビリ通所型サービスに従事させなければならない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定生活リハビリ通所型サービスの単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定生活リハビリ通所型サービスの単位は、指定生活リハビリ通所型サービスであってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第 1 項第 4 号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者をいう。以下同じ。）とし、当該指定事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第 1 項の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活リハビリ通所型サービスの事業と指定通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第 93 条第 1 項から第 7 項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第 6 条 指定事業者は、指定事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定事業所の管理上支障がない場合は、当該指定事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第 7 条 指定事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定生活リハビリ通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3 平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がな

い広さが確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないように配慮されていること。

3 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活リハビリ通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定生活リハビリ通所型サービスの提供に支障がない場合においては、この限りでない。

4 指定事業者が指定通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定生活リハビリ通所型サービスの事業と指定通所介護又は指定介護予防通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に提供されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第21条に規定する重要事項に関する規程の概要、生活リハビリ通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定事業者は、正当な理由なく指定生活リハビリ通所型サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定事業者は、当該指定事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定生活リハビリ通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者又は介護予防ケアマネジメントを担当する地域包括支援センター（以下「介護予防支援事業者等」という。）への連絡、適当な他の指定事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間又は事業対象者の該当の有無を確かめるものとする。

2 指定事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定生活リハビリ通所型サービスを提供するよう努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第30条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第13条 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスを提供するに当たっては、介護予防支援事業者等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス計画等に添ったサービス提供)

第14条 指定事業者は、介護予防サービス計画（施行規則第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。）又は介護予防サービス・支援計画（以下「介護予防サービス計画等」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った指定生活リハビリ通所型サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第15条 指定事業者は、利用者が介護予防サービス計画等の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスを提供した際には、当該指定生活リハビリ通所型サービスの提供日及び内容、その他必要な事項を利用者の介護予防サービス計画等を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第17条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定生活リハビリ通所型サービスを提供した際には、その利用者から実施要綱第7条第1項に規定する利用料の支払いを受けるものとする。

- 2 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活リハビリ通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定生活リハビリ通所型サービスに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定事業者は、前 2 項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定生活リハビリ通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第 2 号に係る費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成 17 年厚生労働省告示第 419 号）に準ずるものとする。
- 5 指定事業者は、第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（第 1 号事業支給費の請求のための証明書の交付）

第 18 条 指定事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定生活リハビリ通所型サービスに係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定生活リハビリ通所型サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

（利用者に関する本組合への通知）

第 19 条 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を本組合に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定生活リハビリ通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援相当の状態の程度を増進させたとき又は要介護状態になったとき
- (2) 偽りその他不正な行為によって第 1 号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき

（緊急時等の対応）

第 20 条 指定生活リハビリ通所型サービス従業者は、現に指定生活リハビリ通所型サービスの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行うなどの必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第21条 指定事業者は、指定事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定生活リハビリ通所型サービスの利用定員
- (5) 指定生活リハビリ通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

2 指定事業者は、指定事業所の見やすい場所に、前項に規定する重要事項に関する規程の概要、生活リハビリ通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第22条 指定事業者は、利用者に対し適切な指定生活リハビリ通所型サービスを提供できるよう、指定事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業者によって指定生活リハビリ通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定事業者は、生活リハビリ通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第23条 指定事業者は、利用定員を超えて指定生活リハビリ通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第24条 指定事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第25条 指定事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、当該指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第26条 指定事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定事業者は、当該指定生活リハビリ通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定事業者は、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第27条 指定事業者は、指定事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第28条 指定事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第29条 指定事業者は、提供した指定生活リハビリ通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、提供した指定生活リハビリ通所型サービスに関し、本組合が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該組合職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して本組合が行う調査に協力するとともに、本組合から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定事業者は、本組合から求めがあった場合には、前項の改善の内容を本組合に報告しなければならない。
- 5 指定事業者は、提供した指定生活リハビリ通所型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 6 指定事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(地域との連携)

第30条 指定事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定生活リハビリ通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して本組合又は市町が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の本組合並びに市町が別に実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第31条 指定事業者は、利用者に対する指定生活リハビリ通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、本組合、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定事業者は、利用者に対する指定生活リハビリ通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定事業者は、利用者に対する指定生活リハビリ通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 生活リハビリ通所型サービス計画
 - (2) 第16条第2項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
 - (3) 第19条に規定する本組合への通知に係る記録
 - (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第31条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(指定生活リハビリ通所型サービスの基本取扱方針)

第33条 指定生活リハビリ通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

- 2 指定事業者は、自らその提供する指定生活リハビリ通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とす

るものであることを常に意識してサービス提供に当たらなければならない。

- 4 指定事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定事業者は、指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他のさまざまな方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定生活リハビリ通所型サービスの具体的取扱方針)

第34条 指定生活リハビリ通所型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっては、利用者からの聞き取りや主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議における居宅の訪問等を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況及び生活課題の的確な把握を行い、その原因を分析するものとする。
- (2) 指定事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望、生活課題等を踏まえて、指定生活リハビリ通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した生活リハビリ通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 生活リハビリ通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定事業所の管理者は、生活リハビリ通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定事業所の管理者は、生活リハビリ通所型サービス計画を作成した際には、当該生活リハビリ通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっては、生活リハビリ通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定事業所の管理者は、生活リハビリ通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、当該生活リハビリ通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告するとともに、当該生活リハビリ通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該生活リハビリ通所型サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (10) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告しなければな

らない。

- (11) 指定事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて生活リハビリ通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (12) 第1号から第10号までの規定は、前号に規定する生活リハビリ通所型サービス計画の変更について準用する。

(指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっての留意点)

第35条 指定生活リハビリ通所型サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援等におけるアセスメントにおいて把握された課題、指定生活リハビリ通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。
- (2) 指定事業者は、運動器の機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。
- (4) 指定事業者は、モニタリングにおいて、生活課題の改善等の状況を確認すること。

(安全管理体制等の確保)

第36条 指定事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

- 2 指定事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等の当日の体調を確認するとともに、無理のない程度なサービスな内容となるよう努めなければならない。
- 4 指定事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(その他)

第37条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、本組合において別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行について必要な準備行為は、要綱の施行日前においても行うことができる。